

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	用地課	検索番号	1 - 5
法令名	土地収用法	根拠条項	89 - 1		
許認可等	土地の形質の変更又は工作物の新築等の承認				
<p>(根拠規定)</p> <p>土地収用法第89条</p> <p>土地所有者又は関係人は、第26条第1項の規定による事業の認定の告示の後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置したときは、あらかじめこれについて都道府県知事の承認を得た場合を除くの外、これに関する損失の補償を請求することができない。</p> <p>2 土地の形質の変更、工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の附加増置がもつぱら補償の増加のみを目的とすると認められるときは、都道府県知事は、前項に規定する承認をしてはならない。</p> <p>3 土地の形質の変更について、土地所有者又は関係人が第28条の3第1項の規定による許可を受けたときは、第1項の規定による承認があつたものとみなす。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>土地の形質の変更又は工作物の新築等の承認に当っては、次の基準とする。</p> <p>土地収用法に基づく事業認定等に関する許認可等の審査基準及び不利益処分の処分基準(平成12年11月30日制定)</p> <p>許認可等の基準についての指針</p> <p>5 土地収用法第89条第1項に基づく承認(土地収用法第138条第1項において準用する場合を含む。)(土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認)</p> <p>土地の形質の変更、工作物の新築等がもつぱら補償の増加のみを目的とすると認められないこと。(当該行為の程度、権利者が当該行為を必要とする程度、承認した場合に生ずる補償の増加額、当該土地が事業のために必要となる時期、事業完成後の利用方法及び起業者の意向等を総合的に勘案して判断すること。)</p>					